

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団員（周南市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 暴力団員がその事業活動を支配している介護サービス事業所に勤務している場合であって、交付決定者が当該事実を知り、又は通常知り得たと認められるとき。
- 4 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務に従事者として使用している介護サービス事業所に勤務している場合であって、交付決定者が当該事実を知り、又は通常知り得たと認められるとき。
- 5 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している介護サービス事業所に勤務している場合であって、交付決定者が当該事実を知り、又は通常知り得たと認められるとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。